

新旧対照表

【積立定期預金規定】

改定後	改定前
<p>・【2026年4月1日以降 中間利払の取扱中止】 文言追加</p> <p>6. (利息)</p> <p>(1) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割り計算します。</p> <p>(2) この預金の個別預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数に応じ、預入日現在において店頭に表示する次のスーパー定期または大口定期の預金利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算します。</p> <p>なお、利率は金融情勢に応じて変更します。この場合の新利率は、変更日以後に預入される預金から適用します。</p> <p>A. 預入日から満期日の前日までの期間が1か月以上2か月未満の場合・・・1か月利率</p> <p>B. 預入日から満期日の前日までの期間が2か月以上3か月未満の場合・・・2か月利率</p> <p>C. 預入日から満期日の前日までの期間が3か月以上6か月未満の場合・・・3か月利率</p> <p>D. 預入日から満期日の前日までの期間が6か月以上1年未満の場合・・・6か月利率</p> <p>E. 預入日から満期日の前日までの期間が1年以上2年未満の場合・・・1年利率</p> <p>F. 預入日から満期日の前日までの期間が2年以上3年未満の場合・・・2年利率</p> <p>G. 預入日から満期日の前日までの期間が3年以上4年未満の場合・・・3年利率</p> <p>H. 預入日から満期日の前日までの期間が4年以上5年未満の場合・・・4年利率</p> <p>I. 預入日から満期日の前日までの期間が5年以上5年1か月未満の場合・・・5年利率</p>	<p>6. (利息)</p> <p>(1) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割り計算します。</p> <p>(2) 単利型口座の場合、この預金の利息は、次の方法により計算します。</p> <p>④この預金の個別預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数に応じ、預入日現在において店頭に表示する次のスーパー定期または大口定期の預金利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算します。</p> <p>なお、利率は金融情勢に応じて変更します。この場合の新利率は、変更日以後に預入される預金から適用します。</p> <p>A. 預入日から満期日の前日までの期間が1か月以上2か月未満の場合・・・1か月利率</p> <p>B. 預入日から満期日の前日までの期間が2か月以上3か月未満の場合・・・2か月利率</p> <p>C. 預入日から満期日の前日までの期間が3か月以上6か月未満の場合・・・3か月利率</p> <p>D. 預入日から満期日の前日までの期間が6か月以上1年未満の場合・・・6か月利率</p> <p>E. 預入日から満期日の前日までの期間が1年以上2年未満の場合・・・1年利率</p> <p>F. 預入日から満期日の前日までの期間が2年以上3年未満の場合・・・2年利率</p> <p>G. 預入日から満期日の前日までの期間が3年以上4年未満の場合・・・3年利率</p>

(3) この預金の最終満期日以後の利息は、最終満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。）によって計算します。

ただし、中間払利息が支払われている場合、その支払額（中間払利息が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①6か月未満・・・解約日における普通預金の利率

②6か月以上1年未満・・・預入日における6か月ものの店頭表示利率×70%

③1年以上2年未満・・・預入日における1年ものの店頭表示利率×70%

④2年以上3年未満・・・預入日における2年ものの店頭表示利率×70%

⑤3年以上4年未満・・・預入日における3年ものの店頭表示利率×70%

⑥4年以上5年未満・・・預入日における4年ものの店頭表示利率×70%

⑦5年以上5年1か月未満・・・預入日における5年ものの店頭表示利率×70%

(5) 2026年3月31日以前に預入された、預入日期間が2年以上となる単利型口座の個別預金については、満期日からさかのぼって1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率に70%を乗じた利率（以下「中間利率」といいます。）によって単利の方法により計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として支払い、中間払利息でこの個別預金と満期日を同一とする個別預金を作成します。ただし、満期日からさかのぼって、1年ごとの応当日が預入日から1年未満の日となる場合は、この中間払利息は支払いません。

なお、中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日にこの預金とともに支払います。

H. 預入日から満期日の前日までの期間が4年以上5年未満の場合・・・4年利率

I. 預入日から満期日の前日までの期間が5年以上5年1か月未満の場合・・・5年利率

②預入日期間が2年以上となる~~この~~個別預金については、満期日からさかのぼって1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率に70%を乗じた利率（以下「中間利率」といいます。）によって単利の方法により計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として支払い、中間払利息でこの個別預金と満期日を同一とする個別預金を作成します。ただし、満期日からさかのぼって、1年ごとの応当日が預入日から1年未満の日となる場合は、この中間払利息は支払いません。

なお、中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日にこの預金とともに支払います。

(6) 2026年3月31日以前に預入された複利型口座の場合、この預金の利息は、次の方法により計算します。

①預入期間が1か月以上3年未満の個別預金の利息は、預入日現在において店頭に表示するスーパー定期または大口定期の預金利率によって単位の方法で計算します。

預入期間が3年以上5年以下の個別預金の利息は、預入日現在において店頭に表示する預金利率によって、スーパー定期は6か月複利の方法で、また大口定期は単利の方法で計算します。

②個別預金に適用する「約定利率」は、第6条第2項の規定を準用します。

③スーパー定期で預入期間が2年以上3年未満、また大口定期で預入期間が2年以上5年以下のこの個別預金の利息は、満期日からさかのぼって1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率に70%を乗じた利率によって単利の方法により計算した「中間払利息」を利息の一部として支払い、中間払利息でこの個別預金と満期日を同一とする個別預金を作成します。

ただし、満期日からさかのぼって1年ごとの応当日が預入日から1年未満の日となる場合は、この中間払利息は支払いません。

なお、中間払利息（中間払利息が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高は満期日にこの預金とともに支払います。

(3) 複利型口座の場合、この預金の利息は、次の方法により計算します。

①預入期間が1か月以上3年未満の個別預金の利息は、預入日現在において店頭に表示するスーパー定期または大口定期の預金利率によって単位の方法で計算します。

預入期間が3年以上5年以下の個別預金の利息は、預入日現在において店頭に表示する預金利率によって、スーパー定期は6か月複利の方法で、また大口定期は単利の方法で計算します。

②個別預金に適用する「約定利率」は、第6条第2項④の規定を準用します。

③スーパー定期で預入期間が2年以上3年未満、また大口定期で預入期間が2年以上5年以下のこの個別預金の利息は、満期日からさかのぼって1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率に70%を乗じた利率によって単利の方法により計算した「中間払利息」を利息の一部として支払い、中間払利息でこの個別預金と満期日を同一とする個別預金を作成します。

ただし、満期日からさかのぼって1年ごとの応当日が預入日から1年未満の日となる場合は、この中間払利息は支払いません。

なお、中間払利息（中間払利息が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高は満期日にこの預金とともに支払います。

~~(4) この預金の最終満期日以後の利息は、最終満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算します。~~

~~(5) スーパー定期・単利型の預金について、この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。）によって計算します。~~

~~ただし、中間払利息が支払われている場合、その支払額（中間払利息が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。~~

~~① 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率~~

~~② 6か月以上1年未満・・・預入日における6か月ものの店頭表示利率×70%~~

~~③ 1年以上2年未満・・・預入日における1年ものの店頭表示利率×70%~~

(7) 2026年3月31日以前に預入されたスーパー定期・複利型の預金について、この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その期限前解約利息の計算および方法は、第6条第5項の規定を準用します。

ただし、預入期間が3年以上5年以下のこの預金については、6か月複利の方法で計算します。

(8) 2026年3月31日以前に大口定期として預入されたものについて、この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算します。

ただし、中間払利息が支払われている場合、その支払額（中間払利息が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

A. 解約日における普通預金の利率

B. 約定利率×70%

(基準利率－約定利率) × (約定日数－預入日数)

C. 約定利率－

預入日数

上記の基準利率は、解約日にこの預金の元金を満期日まで新たに預入とした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Bの算式によ

④2年以上3年未満…預入日における2年ものの店頭表示利率×70%

⑤3年以上4年未満…預入日における3年ものの店頭表示利率×70%

⑥4年以上5年未満…預入日における4年ものの店頭表示利率×70%

⑦5年以上5年1か月未満…預入日における5年ものの店頭表示利率×70%

(6) スーパー定期・複利型の預金について、この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その期限前解約利息の計算および方法は、第6条第5項の規定を準用します。

ただし、預入期間が3年以上5年以下のこの預金については、6か月複利の方法で計算します。

(7) 大口定期として預入されたものについて、この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算します。

ただし、中間払利息が支払われている場合、その支払額（中間払利息が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

A. 解約日における普通預金の利率

B. 約定利率×70%

(基準利率－約定利率) × (約定日数－預入日数)

C. 約定利率－

預入日数

上記の基準利率は、解約日にこの預金の元金を満期日まで新たに預入とした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうちいずれか低

<p>り計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうちいずれか低い利率。</p> <p>A. 約定利率×70%</p> <p style="text-align: center;">(基準利率－約定利率) × (約定日数－預入日数)</p> <p>B. 約定利率－ $\frac{\text{---}}{\text{預入日数}}$</p>	<p>い利率。</p> <p>A. 約定利率×70%</p> <p style="text-align: center;">(基準利率－約定利率) × (約定日数－預入日数)</p> <p>B. 約定利率－ $\frac{\text{---}}{\text{預入日数}}$</p>
--	---

【定期積金取引規定】

改定後	改定前
<ul style="list-style-type: none"> ・【2026年4月1日以降 新規取扱中止】文言追加 	<p>なし</p>